

所有者・管理者の皆様へ

エレベーター安全装置の安全マーク表示制度について

阪神輸送機株式会社

1. 安全マーク表示制度とは

国土交通省は、「戸開走行保護装置」及び「地震時管制運転装置」について、設置済みであることを示す安全マーク（安全マークステッカー）をエレベーターのかご内の見やすい場所に表示する任意の制度を平成24年4月に創設し、同年8月から運用を開始しました。

2. 安全マーク表示について

戸開走行保護装置を設置及び地震時管制運転装置が設置されているエレベーターへの安全マークは、次の1)、2)により表示することができます。

尚、安全マークの貼付、安全装置の設置に関しては弊社までお問合せ下さい。

- 1) 新規設置及び改修工事のエレベーターにおきましては、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置を設置した場合、工事完了後の引渡時に、関連書類〔取扱説明書、確認申請の副本又は建築基準法第12条第5項の受領証（又は定期検査報告書の副本）他〕とともに、安全マークステッカーを所有者、管理者の皆様にお渡しします。
- 2) 戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置が既に設置されているエレベーターにおきまして、安全マークの表示をご要望される場合につきましては、特定行政庁の確認結果等を踏まえて、上記1)の新規設置及び改修工事の運用に準じます。

※安全マークについての詳細は以下のホームページを閲覧して下さい。

「一般社団法人 建築性能基準推進協会」 <http://www.seinokyo.jp/evs/top/>

